

第百十六号議案

東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例

東京都暴力団排除条例（平成二十三年東京都条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 禁止措置（第二十一条―第二十五条）」を

「第四章 禁止措置（第二十一条―第二十五条）」

に改める。

第四章の二 暴力団排除特別強化地域（第二十五条の二―第二十五条の四）」

第二条に次の二号を加える。

十一 特定営業 次のいずれかに該当する営業をいう。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）第

二条第一項に規定する風俗営業

ロ 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

ハ 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

ニ 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

ホ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むもの（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）

へ 歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年東京都条例第八十五号）第二条に規定する風俗案内を行うための施設を設けて、当該施設において、風俗案内を行う営業

ト 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（イからへまでのいずれかに該当するものを除く。）

- (1) イからへまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。
- (2) イからへまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。
- (3) イからへまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。
- (4) 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

十二 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

第四章の次に次の一章を加える。

#### 第四章の二 暴力団排除特別強化地域

（暴力団排除特別強化地域）

第二十五条の二 この章において「暴力団排除特別強化地域」とは、暴力団排除活動を特に強力に推進する必要がある地域として別表に掲げる地域をいう。

（特定営業者の禁止行為）

第二十五条の三 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第二十五条の四 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償として、又は当該営業を営むことを容認することの対償として利益供与を受けてはならない。

第三十三条第一項に次の二号を加える。

三 相手方が暴力団員であることの情を知って、第二十五条の三の規定に違反した者

四 第二十五条の四の規定に違反した者

第三十三条に次の一項を加える。

3 第一項第三号の罪を犯した者が自首した場合には、その刑を減輕し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二十五条の二関係)

| 区・市  | 町名   |
|------|--|
| 千代田区 | 内神田三丁目、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、神田鍛冶町三丁目  |
| 中央区  | 銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目  |
| 港区   | 赤坂二丁目、赤坂三丁目、麻布十番一丁目、麻布十番二丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目、六本木七丁目 |
|      | 大久保一丁目、大久保二丁目、歌舞伎町一丁目、歌舞伎町二丁目、新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目  |

|     |  |
|-----|--|
| 新宿区 | 目、新宿五丁目、高田馬場一丁目、高田馬場二丁目、高田馬場三丁目、高田馬場四丁目、西新宿一丁目、西新宿七丁目、百人町一丁目、百人町二丁目                          |
| 文京区 | 湯島三丁目  |
| 台東区 | 浅草一丁目、浅草二丁目、浅草三丁目、浅草四丁目、浅草五丁目、上野二丁目、上野四丁目、上野六丁目、千束三丁目、千束四丁目、西浅草三丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸三丁目         |
| 墨田区 | 錦糸一丁目、錦糸二丁目、錦糸三丁目、錦糸四丁目、江東橋一丁目、江東橋二丁目、江東橋三丁目、江東橋四丁目  |
| 品川区 | 西五反田一丁目、西五反田二丁目、東五反田一丁目、東五反田二丁目、南大井三丁目、南大井六丁目  |
| 大田区 | 大森北一丁目、大森北二丁目、蒲田五丁目、西蒲田五丁目、西蒲田七丁目  |
| 渋谷区 | 宇田川町、恵比寿一丁目、恵比寿西一丁目、恵比寿南一丁目、桜丘町、神南一丁目、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、円山町                                      |
| 中野区 | 中野二丁目、中野五丁目  |
| 杉並区 | 阿佐谷北二丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目                                      |
| 豊島区 | 池袋一丁目、池袋二丁目、北大塚一丁目、北大塚二丁目、巢鴨一丁目、巢鴨二丁目、巢鴨三丁目、西池袋一丁目、西池袋三丁目、東池袋一丁目、南池袋一丁目、南大塚一丁目、南大塚二丁目、南大塚三丁目 |

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 北区   | 赤羽一丁目、赤羽二丁目、赤羽南一丁目                  |
| 荒川区  | 東日暮里五丁目、東日暮里六丁目                     |
| 足立区  | 千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目                   |
| 葛飾区  | 亀有三丁目、亀有五丁目                         |
| 江戸川区 | 西小岩一丁目、南小岩七丁目、南小岩八丁目                |
| 八王子市 | 旭町、東町、寺町、中町、三崎町                     |
| 立川市  | 曙町二丁目、柴崎町二丁目、柴崎町三丁目、錦町一丁目、錦町二丁目     |
| 武蔵野市 | 吉祥寺本町一丁目、吉祥寺本町二丁目、吉祥寺南町一丁目、吉祥寺南町二丁目 |
| 町田市  | 原町田一丁目、原町田四丁目、原町田六丁目、森野一丁目          |

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(提案理由)

暴力団排除活動を一層推進するため、暴力団排除特別強化地域を設け、暴力団員に対する利益供与等の規制を強化する必要がある。